

○ 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第2 第1に規定する経費は、定額とする。ただし、第1の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第6の2の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る <u>支払利息</u> であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率 <u>0.760%</u> 以内）を乗じて得た額の合計額とする。	第2 第1に規定する経費は、定額とする。ただし、第1の(5)の事業に係る経費は、実施要綱第6の2の(1)の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る <u>支払い利息</u> であって、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率 <u>0.770%</u> 以内）を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。